

【木曾川上流の減災に係る取組方針】
資料-1 目標を達成するための具体的な取組み(案)

項目	事項	取組み内容				備考
		市町	県 土木・県民事務所	気象台	木曾川上流河川事務所	
1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた住民の主体的な避難行動を促す取組						
	①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表					・【H28年度中】に策定・公表予定 ・家屋倒壊洪水想定区域を表示する
	②想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	・想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップを作成し、全戸配付 (13市町)				
	③市町村避難勧告と連動したタイムラインの策定・運用	・H28.6までに10市町策定済。 ・その他の市町はH28年度末までに策定予定。		・タイムラインの策定に対する助言と運用に資する防災気象情報の提供		・H28.6までに10市町策定済。 ・その他の市町はH28年度末までに策定できるように助言をする。
	④住民の確実な避難のための避難勧告などの情報の伝達方法の確立と伝達内容の充実	・メール、ホームページ、防災行政無線による広報 (18市町) ・広報車・消防車両による広報 (8市町) ・自治会、民政委員による声かけ (6市町) ・要配慮者利用施設への情報提供 (5市町)	・情報伝達一覧表の更新(岐阜県) ・メール等による情報提供(愛知県、岐阜県)	・防災情報提供システムの利活用促進 ・防災情報提供システム等による確実な防災気象情報の提供 ・ホットラインの体制維持と即時的な解説・助言 ・愛知県、岐阜県と協力した台風説明会の実施 ・防災情報の改善		・首長へのホットラインによる水位情報の提供 ・川の防災情報による情報提供 ・デジタル放送を活用した情報提供 ・プッシュ型情報発信の検討。
	⑤洪水に対してリスクの高い箇所を監視するCCTVカメラ、水位計の整備					・簡易水位計の整備 ・CCTVの増設
	⑥深夜や荒天時においても確実な避難誘導が実施できる体制の整備	・マニュアルの配付 (14市町) ・早めの避難を促す行動をとる (9市町)				
	⑦円滑かつ迅速な避難のための経路の設定や避難所までの案内看板の整備	・防災行政無線の屋外子局の増設 (7市町) ・避難訓練の実施 (6市町)				
	⑧小学・中学校などの学校や自治会、企業、定住外国人等に対する水害(災害)教育の充実	・出前講座・総合学習の実施 (16市町) ・パンフレットの配付 (5市町)	・出前講座・総合学習の実施と支援(岐阜県、愛知県) ・みずから守るプログラムの活用(愛知県) ・災害避難カードの普及(愛知県)	・防災教育手法の開発への支援 ・出前講座、防災気象講演会、防災講演会(安八水害40周年等)の実施 ・中部地方整備局と連携した防災教育への支援 ・小学校、中学校への防災気象講演会の実施		・出前講座の積極的な実施 ・防災講演会(安八水害40周年等)
2. 発災時に生命と財産を守る水防活動の強化						
	①水防活動の知識の習得と技術力向上のため、関係機関が連携した水防訓練やひ門等の操作訓練等の実施	・防災訓練、水防演習の実施 (22市町) ・陸間の点検操作訓練の実施 (3市町)	・防災訓練、水防演習の実施(岐阜県、愛知県) ・水防団向け講習会の実施(愛知県)	・洪水予報伝達演習の実施 ・洪水予報共同発表機関における障害時対応訓練の実施 ・愛知県と共同で行う市町村防災担当者向け講習会等の実施		・水防演習の実施 ・洪水対応演習の実施 ・陸間の点検操作訓練の実施
	②重要水防要箇所等の洪水に対してリスクが高い箇所について水防団・消防団や地域住民が参加する合同巡視による情報共有	・会議等による重要水防箇所等の共有 (14市町)				・会議等による重要水防箇所等の共有 ・河川管理者と水防団との合同巡視の実施
	③水防団・消防団へ雨量・水防警報等水防活動や避難に関する情報の伝達方法の確立と伝達内容の充実	・メールによる情報提供 (15市町) ・連絡系統図の確認 (4市町) ・話所への職員派遣 (5市町)	・河川情報の入手方法や配信について水防団・消防団に説明(岐阜県) ・尾張水害予防組合を通じ、水位情報等を伝達(愛知県)	・防災情報提供システムによる情報提供		・自治体への助言を行う
	④水防に万全を期すために出水期前に水防倉庫等の建屋、保管されている水防資機材等の点検を実施	事前の点検と補充 (21市町)	定期的な点検と補充(岐阜県、愛知県)			備蓄資機材の定期的な確認と補充
3. 洪水氾濫による被害の軽減と日常を取り戻すための排水活動の強化						
	①早期の復旧・復興のため氾濫水を迅速に排水するため、拡散型・閉塞型の氾濫形態毎に排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、「排水計画」を作成する。					・排水計画の作成【H32年度まで】
	②排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施する。	・訓練の実施 (6市町)				・水防管理団体が行う水防訓練と併せて実施するとともに、年間を通して適宜実施 ・建設業協会との災害対策車両操作訓練の実施
	③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施する。					・年1回、実施